

社会福祉法人七瀬陽史会 役員等報酬規程

平成29年6月27日 規則第111号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人七瀬陽史会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別表第1に定める報酬及び旅費規程に基づき、旅費（交通費、交通雑費、宿泊料、食卓料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は法人及び施設業務のために出勤した都度、支給する。

2 非常勤理事長の報酬は、当該会議に出席又は法人及び施設業務のために出勤した1ヶ月の勤務実績をまとめて、翌月10日（10日が休日の時は前日）に支給する。

(報酬の総額)

第6条 理事長及び理事並びに監事に支払う各年度の報酬総額は、次のとおりとする。

(1) 理事長の報酬総額は、年額300万円を超えない範囲とする。

(2) 理事の報酬総額は、年額30万円を超えない範囲とする。

(3) 監事の報酬総額は、年額30万円を超えない範囲とする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月27日より施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和元年6月26日より施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表第1

(1) 理事長

	日額
評議員会、理事会への出席 法人及び施設業務のための出勤（4時間以内）	18,000円

(2) 評議員

	日額
評議員会への出席	9,670円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,670円

(3) 理事

	日額
理事会への出席	9,670円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,670円

(4) 監事

	日額
監事監査等への出席	18,000円
評議員会、理事会への出席	9,670円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,670円

別表第2（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。